

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 31 日

木 曜 日

号 外(5)

目 次

規 則

- 富山県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 1
- 富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する規則

規 則

富山県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第22号

富山県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

富山県奨学資金貸与条例施行規則（平成 7 年富山県規則第16号）を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「中学校（）」の次に「義務教育学校の後期課程、」を、「第 3 学年」の次に「（義務教育学校にあつては、第 9 学年）」を、「高等学校」の次に「（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（知事政策局）

富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 31 日

富山県規則第23号

富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する規則

富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則（平成 2 年富山県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和28年政令第57号。」を「昭和28年政令第57号」に改める。

第 2 条の見出し中「届出」を「申請等」に改め、同条各号列記以外の部分中「届出」の次に「、申請又は返納」を加え、同条に次の 2 号を加える。

(8) 省令第 9 条の 2 第10項の規定による申請 様式第 8 号

(9) 省令第 9 条の 2 第11項の規定による返納 様式第 9 号

様式第 7 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 8 号 (第 2 条関係)

麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書

許可番号		第	号	許可年月日	年	月	日
麻薬業	所在地						
務所	名 称						
再交付の事由及びその年月日							
麻薬及び向精神薬取締法施行規則第 9 条の 2 第 10 項の規定により、上記のとおり麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請します。							
年 月 日							
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)							
氏名 (法人にあつては、名称)							
印							
富山県知事		殿					

(注意) 麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損した場合は、当該許可書を添付すること。

様式第 9 号 (第 2 条関係)

麻薬小売業者間譲渡許可書返納届

許可番号	第	号	許可年月日	年	月	日
返納の事由						
麻薬及び向精神薬取締法施行規則第 9 条の 2 第 11 項の規定により、上記のとおり麻薬小売業者間譲渡許可書を返納します。						
年 月 日						
麻薬業務所名称						
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)						
氏名 (法人にあつては、名称)						
						印
麻薬業務所名称						
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)						
氏名 (法人にあつては、名称)						
						印
富山県知事 殿						

(注意) 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(くすり政策課)
